

「しまね和牛」認知拡大対策実施業務委託仕様書

1. 目的

和牛の枝肉は、霜降り（サシ）を中心とした評価で取引される一方、消費者からは真に美味しい和牛肉を求めるニーズが高まっている。

和牛肉の美味しさを表す指標として、小ザシ（赤身と霜降りのバランス）と脂の質（不飽和脂肪酸含量）が注目されており、新たな指標による「しまね和牛」のブランド創設に取り組むため、ブランド創設までの一連の取組を、首都圏・関西圏・県内において、シェフや消費者、そしてメディアに展示することにより、「しまね和牛」の認知度を向上させ、販路拡大を図ることを目的とする。

2. 委託業務名

「しまね和牛」認知拡大対策実施業務

3. 委託期間

契約日～令和8年3月13日

4. 委託料上限

5,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 委託業務内容

- （1）新たな指標による「しまね和牛」のブランド創設における効果的なPR手法の提案と実施
 - ・PR資材の作成（パンフレット、装飾等）
 - ・SNS等を活用した広報活動 等
- （2）シェフ・消費者・メディア向けの認知拡大を目的としたイベントの企画・運営
 - ・認知拡大を図るためのイベントの企画・実施
 - ・新たな「しまね和牛」ブランドを活用したメニュー開発 等
- （3）その他、効果が期待される取組

6. 委託業務完了後の提出書類

受託者は、本委託業務完了後7日以内に、上記の委託内容について、業務実績に関する報告書を作成し、委託者に提出すること。ファイル形式等の詳細は、委託者と協議のうえ決定すること

7. 著作権等

業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、委託者と受託者とが協議の上決定する。

8. 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真、受託者が編集した映像等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- （１）委託者もしくは委託者が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体、SNS 及びデジタルサイネージ等
- （２）その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

9. その他

- （１）関係法令に従い、適正に業務を遂行すること、
- （２）本事業の全部または主たる部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
ただし、本事業の一部についてあらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、再委託した業務に伴う第三者の行為については、受託者がすべての責任を負うものとする。
- （３）事業実施にあたっては、個人情報の取り扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図る。
- （４）契約締結後、速やかに業務を開始すること。また業務の実施にあたっては、県と充分協議したうえで行うこと。
- （５）受託者は、業務遂行にあたり、県と定期的な打ち合わせを行うとともに、県から進捗状況の報告を求められた場合には速やかに対応すること。
- （６）この仕様書に定めるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は、県と受託者双方で協議のうえ決定する。
- （７）契約に要する経費は受託者の負担とすること。
- （８）契約締結後の県との打ち合わせや進捗状況の報告等に係る経費も、この委託料に含むものとする。